

公益財団法人岡山文化芸術創造 後援取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体その他の団体（以下「団体」という。）が実施する文化芸術振興に関する事業又は行事（以下「事業等」という。）を特に奨励すべき事業等として公益財団法人岡山文化芸術創造（以下「財団」という。）が後援をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(後援の定義)

第2条 この要綱において、後援とは団体が主催する事業等に対して、財団がその事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。

(後援の名義)

第3条 後援において使用を承認する名義は、「公益財団法人 岡山文化芸術創造」又は「(公財)岡山文化芸術創造」とする。

(対象団体等)

第4条 後援を承認する団体等は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1)国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体等

(2)公益法人

(3)その他、次の要件のいずれも満たす団体等

ア 定款、寄附行為に類する規約を有すること

イ 堅実な活動実績を有する等、事業等遂行の意志及び能力が十分にあると認められること

(後援の基準)

第5条 後援をする事業等は、その目的及び内容が文化芸術振興に寄与するもので、次の要件を満たしているものでなければならない。

(1)事業計画が明確で実施の確実性が十分に認められること。

(2)特定の会員等を対象とせず、広く市民に公開され一般市民に参加の機会が与えられているもので、かつ参加予定者数が相当程度見込まれるなど公益性を有するもの。ただし、前条第1号又は第2号に掲げる団体が実施し、又は文化芸術振興に特に寄与すると認められる事業等についてはこの限りでない。

(3)岡山県内の会場において開催されるものであること。ただし、当該事業等が次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

ア 広域な規模又はこれに準じた規模で行われる場合

イ 岡山市民・県民の多数の参加が見込まれる場合

ウ 岡山市民・県民の文化芸術振興に特に寄与すると認められる場合

(4) 入場料等を徴収する事業等にあつては、その額が適正又は社会通念上低廉である等、事業等の参加者に対して過重の負担を負わせないもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、後援を承認しない。

(1) 政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められる事業等

(2) 事業等が公序良俗に反するものその他社会的に非難を受けるおそれがあるとき。

(3) 団体の宣伝又は会員の勧誘を主たる目的とする事業等

(4) 物品の販売を主たる目的とするもの。

(5) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの又は参加者に対して圧迫感を与えるもの。

(6) 事業等の主たる目的が主催団体の構成員の親睦を目的とするもの。

(7) 財団の名誉をき損し、又は信用を失墜するおそれがあるもの。

(申請)

第6条 後援の承認を受けようとする団体等（以下「申請団体」という。）の代表者は、事業等の開催日の20日前までに「後援名義使用承認申請書」（第1号様式）を提出し、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

2 前項に定める申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 規約又は会則等の組織、代表者、活動目的等の申請団体を明らかにする書類

(2) 申請団体の活動実績を明らかにする書類

(3) 事業等の企画書、開催要項等、事業目的及び事業計画を示す書類

(4) 事業等の収支予算書

(5) その他理事長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、財団理事長は、次の各号に掲げる書類について、それぞれ当該各号に掲げる団体である場合は、その提出を省略させることができる。

(1) 前項第1号に掲げる書類 第4条第1号又は第2号に掲げる団体であつて、当該書類に記載すべき内容が、公表された情報などにより明白な団体

(2) 前項第2号に掲げる書類 第4条第1号又は第2号に掲げる団体であつて、当該書類に記載すべき内容が、公表された情報などにより明白な団体

(承認)

第7条 財団理事長が後援を承認した場合は、申請団体の代表者に「後援名義使用承認通知書」（第2号様式）により通知する。

(条件)

第8条 財団理事長は、必要があると認めるときは、後援の承認に際し条件を付すことができる。

(事業中止等の届出)

第9条 後援の承認を受けた団体の代表者は、後援の承認を受けた後に中止し、又は事業内容等を変更する場合は、速やかに財団理事長にその旨を届け出なければならない。

(後援の取消し等)

第10条 財団理事長は、後援の承認後に、第5条第2項の規定に該当する事実が認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、後援を取り消すものとする。

2 事業実施後に第5条第2項の規定に該当したことが認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する後援を承認しないものとする。

(報告)

第11条 後援の承認を受けた団体の代表者は、事業終了後速やかに、財団理事長に対して「後援名義使用報告書」(第3号様式)にて報告しなければならない。

2 その他、財団理事長は、必要があると認めるときは、申請団体に対し、事業等に関し必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業等の後援の取扱いに関し必要な事項は、財団理事長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。